各保護者様

稲美町教育課

稲美町「保育の必要性」の認定に関する基準について

本町における「保育の必要性」の認定に関する基準についてお知らせします。子育てのための施設等利用給付認定を受けるためには、保護者のいずれもが下記の認定事由のいずれかに該当し、家庭で保育ができないことが前提です。

No.	認定事由 （保育を必要とする事由）	認定期間の上限 （保育所等での保育を利用できる期間）
1	**就労** （月 48 時間以上の労働）	効力発生日から満 3 歳に達する日以降最初の３月 31 日（3 歳未満児）、または小学校就学の始期に達するまで（3 歳以上児）（以下「標準期間」という。）
2	**求職活動** **（継続的な求職活動、起業の準備など）**	標準期間または「90 日を経過する日が属する月末まで」のいずれか短い期間
3	**就学** **（学校教育法で規定する学校等への就学、公共職業能力開発施設における職業訓練等）**	就学している期間または、「卒業予定日または修了予定日が属する月末まで」のいずれか短い期間
4	**妊娠・出産** （妊娠中または出産後、間がない）	出産予定日から起算して出産前８週間から 出産日から起算して 8 週間を経過する日の翌日が属する月末まで
5	**介護・看護** **（同居または長期入院等をしている親族の常時介護・看護）**	概ね 1 ヶ月以上、親族を介護または看護している場合で、介護・看護の必要がなくなるまでの期間
6	**疾病・障がい** （保護者の疾病、負傷、障害）	療養を必要としなくなるまで
7	**災害復旧** （災害の復旧にあたっている）	災害の復旧にあたっている期間で保育に必要な期間
8	**虐待・ＤＶ** （虐待やＤＶの恐れがある）	保育が必要と認められる期間
9	**育児休業** （育児休業取得時において、当該育児休業に係る子ども以外の入所児童を継続して入所させたい場合）	当該育児休業に係る子どもが満 1 歳に達する日以後の最初の３月 31 日まで ※育児休業の事由での申込は不可だが給付認定開始時の１０月のみ可とする。（経過措置）
10	**その他** （上記に類するものとして本町が認める場合）	類するとされた認定事由に該当し、保育が必要と認められる期間

※状況に変化があった場合、認定内容が変更となる場合があります。認定変更に必要となる書類は状況により異なりますのでお問い合わせください。

※認定期間内であっても、毎年、認定事由ごとにそれを証する書類の提出が必要となります。

※認定期間は、上表を上限として保育が必要と認められる期間で決定します。